

次世代法・女性活躍推進法 一体型 一般事業主行動計画

女性が活躍できる労働環境づくりを進めると同時に、すべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きがいのある環境整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

(1) 目標1（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供）

男女別の1つ上位の職位へ昇格する職員の割合を、当院の労働者に占める男女の割合（女性75%、男性25%）と同程度にする。

<対策>

- ・将来の育成を目的とした教育訓練を男女問わず受講しやすいように、育児等を行っている職員に配慮しながら実施する。

<着手時期>

令和7年度～

(2) 目標2（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備）

3歳未満の子がいる職員の育児制度取得率を女性80%、男性50%とする。

<対策>

- ・利用可能な両立支援制度に関する労働者・管理職への周知徹底
- ・全職員に対し、育児関連の休暇制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する。
- ・対象職員に対し、パンフレット等で詳細を都度案内し、意向確認を行う。

<着手時期>

令和7年度～

3. 参考データ

①労働者に占める男女の割合

女性	男性
75%	25%

②令和 6 年度昇格者の男女の割合

女性	男性
79%	21%

③3 歳未満の子がいる職員の育児制度取得率

女性	男性
71%	29%

④男性労働者の育児休業等の取得状況

(育児休業等をした男性労働者の数/配偶者が出産した男性労働者の数)

令和 6 年度実績 **57%**

⑤男女別育児休業平均取得期間

女性	男性
531.9 日	36.5 日